

労働者災害補償保険制度の概要

1 理念・目的

労働者災害補償保険制度は、制度の発足以降、通勤災害保護制度、介護補償給付、二次健康診断等給付の創設等の改正を行っているが、基本的には労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を保険によって担保するものである。

労災保険の目的は、労働者の業務災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 適用

① 適用事業

原則として、労働者を使用するすべての事業に強制的に適用される。

② 適用労働者

職種の種類を問わず、適用事業に使用される労働者で、賃金を支払われるものをいう。

なお、国家公務員及び地方公務員（現業の非常勤職員を除く。）は労災保険の適用除外となっている。

（参考）

イ 適用事業場数 約 263 万事業場 （平成 23 年度末）

ロ 適用労働者数 約 5,274 万人 （平成 23 年度末）

3 保険給付

別紙のとおり。

※ 労災保険の適用労働者が、業務中又は通勤中において、犯罪被害に遭い負傷等した場合に、それが業務の事由又は通勤によるものと認められる場合には、労災保険の対象となる。

4 他の社会保険給付との調整

労災保険の年金と厚生年金保険等の年金とが同一の事由について併給される場合には、労災保険の年金の額は、政令で定める率により減額される。

休業（補償）給付と厚生年金保険等の年金が同一の事由について併給される場合も同様である。

5 労災保険と民事損害賠償との調整

- (1) 事業主責任災害の場合（労災事故につき、事業主に民事賠償の責任ある場合）

同一の労働災害によって生じた損害について、労災保険給付と事業主から民事損害賠償との両者を受けることができる場合には、この両者の間の調整が行われる。

- (2) 第三者行為災害の場合（労働者が第三者の不法行為によって業務災害又は通勤災害を被った場合）

イ 同一の損害について損害賠償が保険給付より先に支払われたときは、その賠償額の限度で保険給付が減額される。

ロ 保険給付が損害賠償より先に行われたときは、政府は、その給付の価額の限度で受給者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、第三者に対して求償する。

6 社会復帰促進等事業

適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労災就学等援護費の支給等を行っている。

7 費用の負担

労災保険の事業に要する費用は、事業主が負担する労災保険料によってまかなわれている（一部国庫補助）。

なお、労災保険率は、事業主間の負担の公平を期するため事業の種類ごとに災害率等に応じて3年に1度見直し定められている（1000分の2.5～1000分の89）。

8 支給実績

- ① 新規受給者数 : 614,914 人 (平成 23 年度)
- ② 保険給付支払額 : 862,548 百万円 (平成 23 年度)

労災保険給付一覧

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付 療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）。	必要な療養の給付	
	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）。	必要な療養費の全額	
休業補償給付 休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害（補償）給付	障害補償年金 障害年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 （障害特別年金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 障害一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 （障害特別一時金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族（補償）給付	遺族補償年金 遺族年金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき。	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別年金） 遺族の数に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族補償一時金 遺族一時金	(1) 遺族（補償）年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族（補償）年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別一時金） 算定基礎日額の1000日分の一時金（ただし(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額）

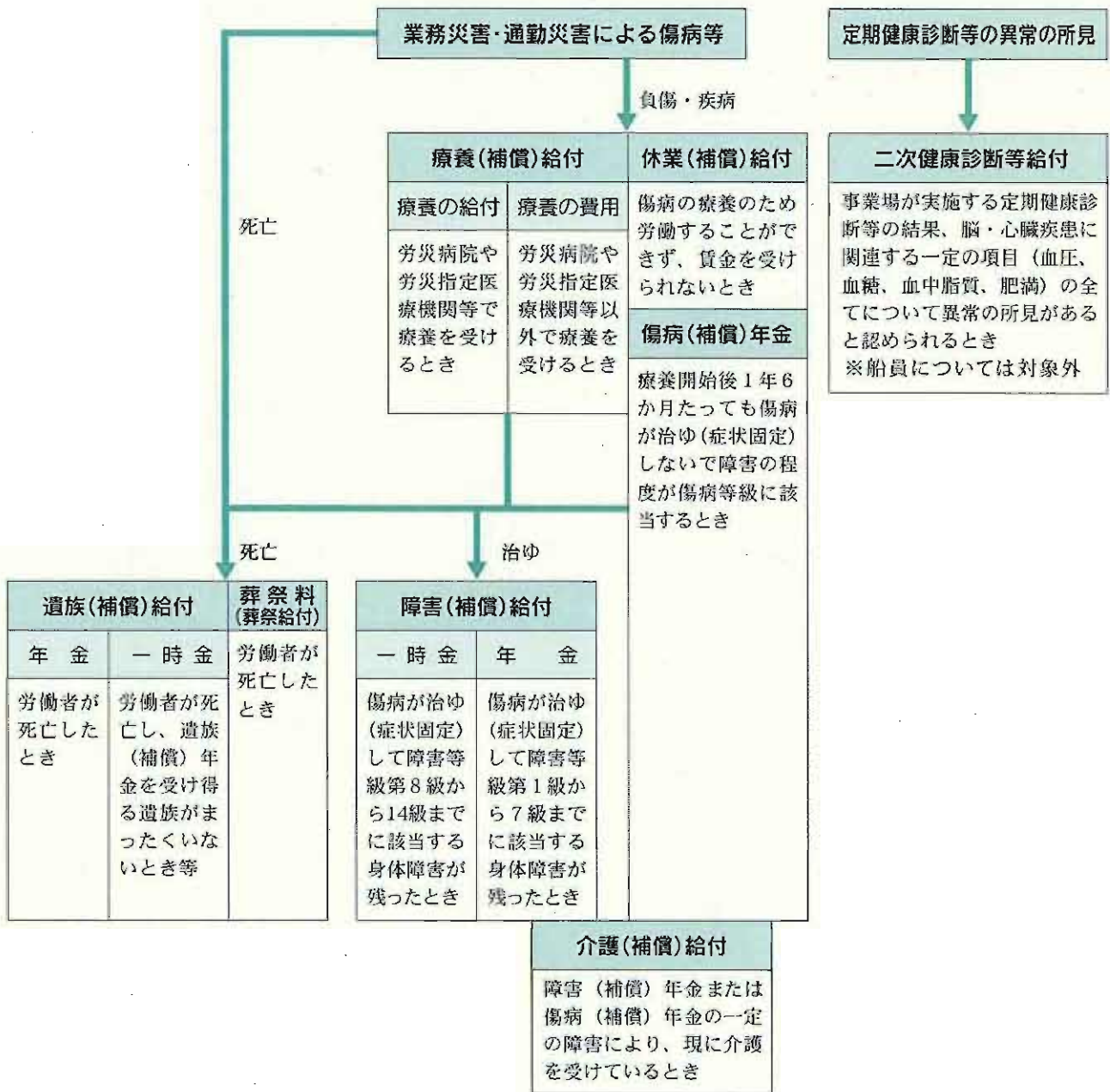
保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
葬祭料 葬祭給付	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。	315,000 円に給付基礎日額の 30 日分を加えた額（その額が給付基礎日額の 60 日分に満たない場合は、給付基礎日額の 60 日分）	
傷病補償年金 傷病年金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後 1 年 6 ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度により 114 万円から 100 万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金
介護補償給付 介護給付	障害（補償）年金又は傷病（補償）年金受給者のうち第 1 級の者又は第 2 級の者（精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者）であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、104,290 円を上限とする）。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 56,600 円を下回る場合は 56,600 円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、52,150 円を上限とする）。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 28,300 円を下回る場合は 28,300 円。	
二次健康診断等 給付	事業主が実施する定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目（血圧、血中脂質、血糖、肥満度）の全てについて異常の所見があると認められたとき。	(1) 二次健康診断 1 年度内に 1 回に限る。 (2) 特定保健指導 二次健康診断 1 回につき 1 回に限る。	

注 1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、通勤災害に係るもの。

注 2) 表中の金額等は平成 24 年 4 月 1 日現在。

注 3) 給付基礎日額とは、原則として被災前直前 3 カ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額（最低保障額 3,960 円 平成 23 年 8 月 1 日から）である。

労災保険給付の概要



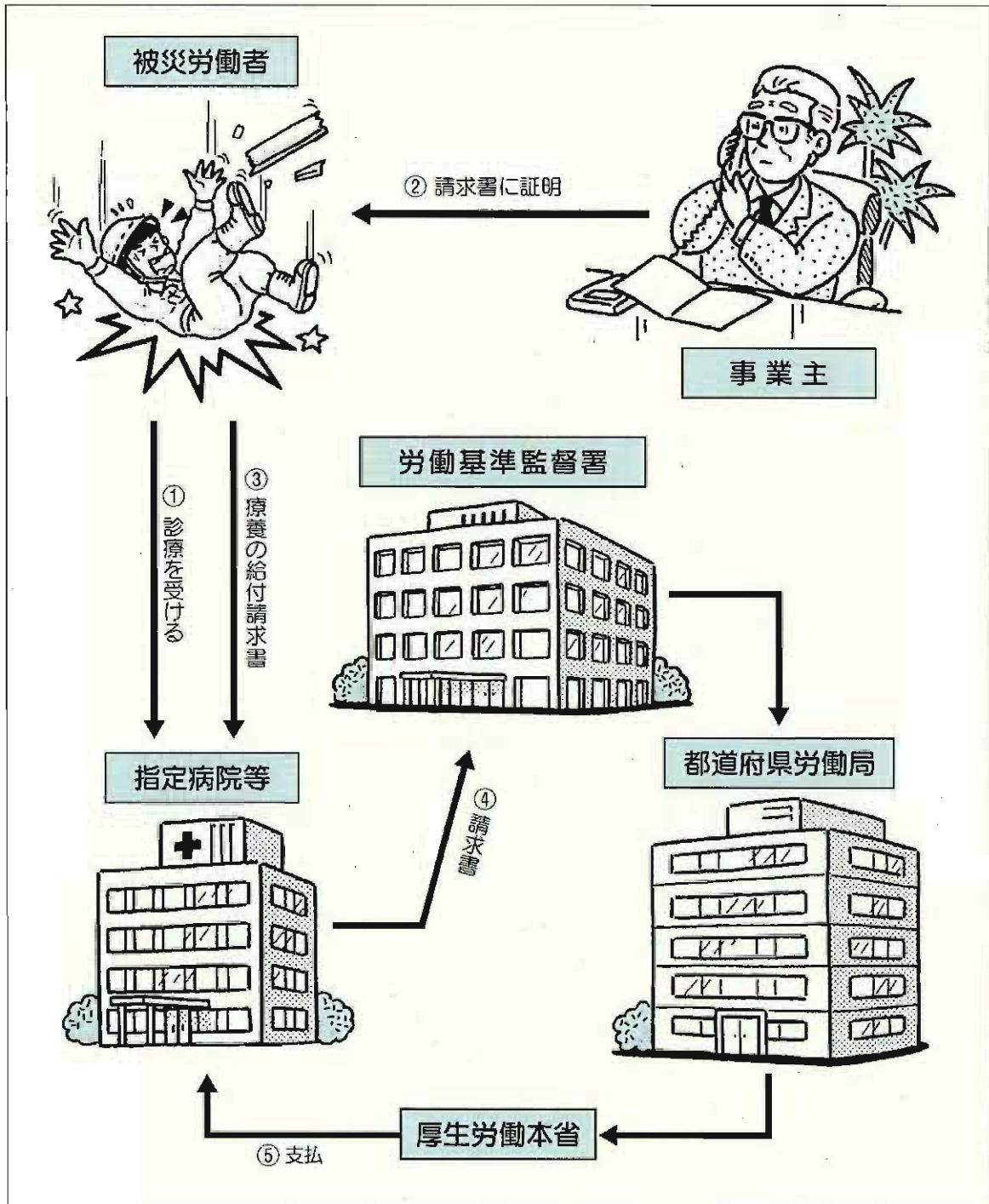
保険給付の手続き

保険給付を受けるためには、被災労働者またはその遺族が所定の保険給付請求書に必要事項を記載して、被災労働者の所属事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（二次健康診断等給付は所轄労働局長）に提出しなければなりません。

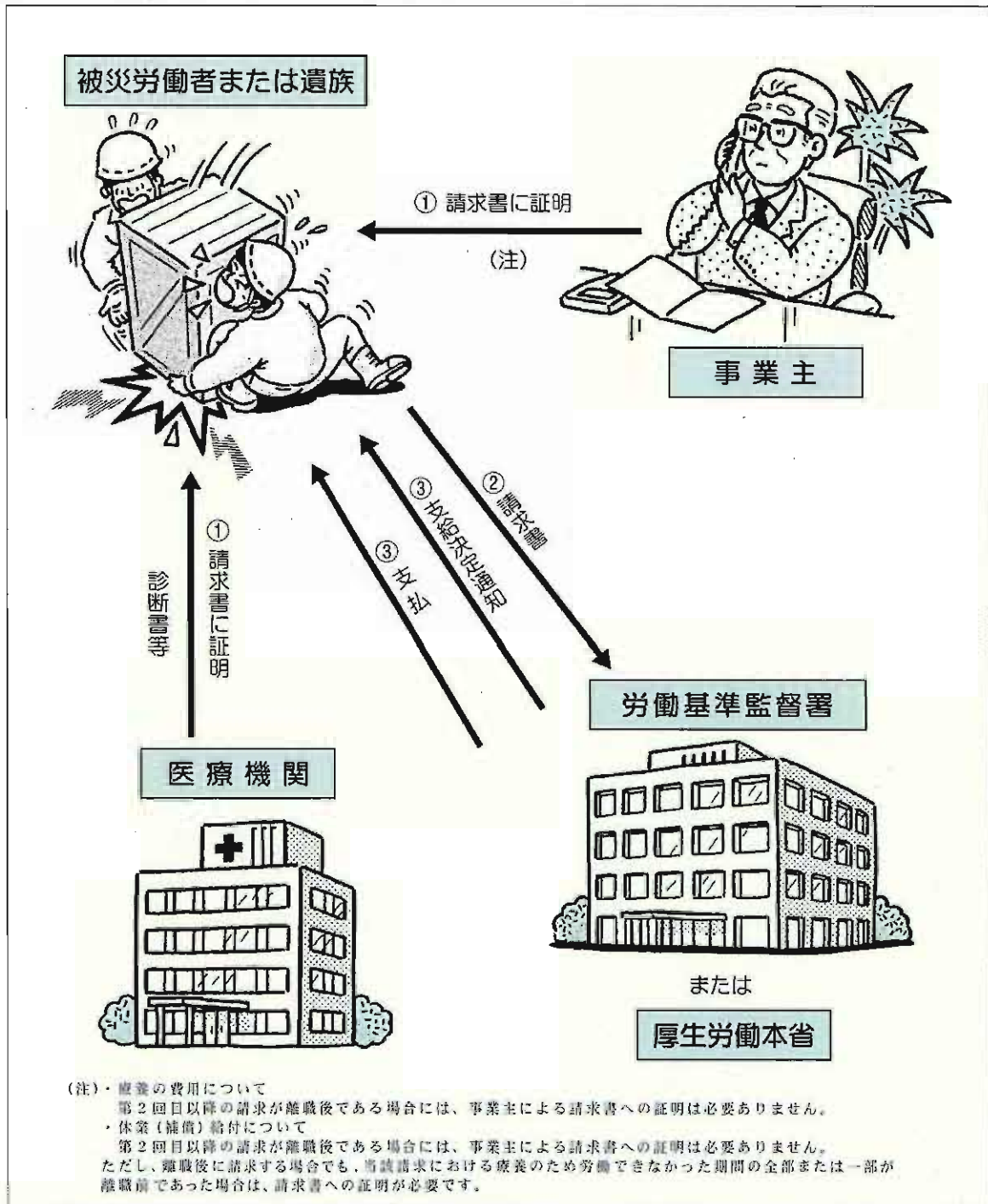
給付の種類	請求書の様式	提出先
療養(補償)給付	療養補償給付たる療養の給付請求書（5号） 療養給付たる療養の給付請求書（16号の3）	病院や薬局等を経て所轄労働基準監督署長
	療養補償給付たる療養の費用請求書（7号） 療養給付たる療養の費用請求書（16号の5）	
休業(補償)給付	休業補償給付支給請求書（8号） 休業給付支給請求書（16号の6）	所轄労働基準監督署長
障害(補償)給付	障害補償給付支給請求書（10号） 障害給付支給請求書（16号の7）	
遺族(補償)給付	遺族補償年金支給請求書（12号） 遺族年金支給請求書（16号の8）	
	遺族補償一時金支給請求書（15号） 遺族一時金支給請求書（16号の9）	
葬 祭 料 葬 祭 給 付	葬祭料請求書（16号） 葬祭給付請求書（16号の10）	
介護(補償)給付	介護補償給付・介護給付支給請求書 （16号の2の2）	
二 次 健 康 診 断 等 給 付	二次健康診断等給付請求書 （16号の10の2）	病院または診療所を経て所轄労働局長

手続きの流れ

○療養の給付請求書



○療養の費用・休業（補償）給付・障害（補償）給付・遺族（補償）給付・葬祭料（葬祭給付）・介護（補償）給付の各請求書



○二次健康診断等給付請求書

